

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付実施要領

(総 則)

第1 あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付実施要領(以下「要領」という。)は、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱(以下「要綱」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(交付対象事業)

第2 交付対象事業は、都市計画区域及び準都市計画区域内における要綱別表に規定する事業とするが、次に掲げる事業は交付対象外とする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号)第2条各号に掲げる給付金の対象となる事業
- (2) 国又は県が出資する財団法人等の助成を受ける事業
- (3) 予算の繰越しを伴う事業

(間接交付する場合の事業等の要件)

第3 要綱別表に掲げる「2 緑の街並み推進事業」において、市町村が交付を行う対象事業については次の要件を満たしているものとする。

- (1) 緑化工法、緑化資材の営業を目的としたものでないこと。
- (2) 間接交付事業の対象施設の管理予定者(以下「管理予定者」という。)と間接交付事業者は同一であること。ただし、管理予定者と間接交付事業者が異なる場合でも、管理予定者が、間接交付事業により設置した施設の管理義務を負うことを約束している場合は、管理予定者と間接交付事業者は同一とみなす。
- (3) 間接交付事業者が緑化する土地、建物の所有者と異なる場合は所有者の承諾を得ていること。
- (4) 土地、建物に定着していない、移動可能なものは補助の対象としない。
- (5) 市町村が緑化施設評価を行い優良と認めたものの中から選定されたものであること。

2 要綱別表に掲げる「4 県民参加緑づくり事業」において、市町村が交付を行う対象事業及び対象者、並びに市民団体(要綱別表注6に掲げる市民団体に限る。)が行う対象事業及び市民団体については、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 営利を主たる目的とする事業でないこと。
- (2) 宗教的又は政治的宣伝意図を有しない事業であること。
- (3) 授業料、参加料、入場料等を徴収する場合には、料金が社会通念上低廉な額であること。
- (4) 事業実施団体の構成員が自主的かつ主体的に取り組む事業であること。
- (5) 事業実施団体が交付目的に合致する活動実績や計画を有していること。
- (6) 事業実施団体は規約等において、活動内容、主たる事務所の所在地、代表者及び構成員並びに会計経理の方法が明記されている団体であること。

(交付金の額等)

第4 交付金の単位は、事業1件あたり千円単位とする。

2 事業1件あたりの交付金の最低限度額は次のとおりとする。

(1) 市町村が実施する事業 50万円

ただし、要綱別表の「4 県民参加緑づくり事業」において市町村が講師の派遣等をする事業を除く。

(2) 個人、民間事業者、市民団体を市町村が支援する事業及び市民団体が実施する事業 10万円

3 交付対象経費の算定基準は要綱別表に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 市町村が交付、補助又は負担する事業については、市町村が交付、補助又は負担する額を交付対象経費とする。

(2) 交付対象事業費に占める事務費の比率は100分の5以内とする。

(交付金の申請等)

第5 市町村及び市民団体は、交付金の交付を希望する事業について、様式第1に定める交付申請書その他必要書類を添付し知事に提出する。

2 交付対象事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、次の要件に該当する場合は交付決定前に着手することができる。

(1) 人件費負担的要素が強い事業

(2) 準備期間を含めて交付決定前から着手しないと事業実施が困難な事業

(3) 次条に定める計画協議の承認を受けた事業

なお、上記にかかる場合は事業着手届(様式第9)を提出すること。

(4) 第7条に定める全体設計の承認を受けた事業

(計画協議)

第6 市町村及び市民団体は、次に掲げる理由等により、やむを得ないと認められ、当該年度の交付決定前に施行する必要がある場合は、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付対象事業計画協議書(様式第10)(以下「計画協議書」という。)を建設部長に提出してその承認を受けることができる。

(1) 季節的に施行が非常に困難と認められるもの。

(2) 工事が分割不可能なもの、又は分割施工することによって工事費が非常に不経済となるもの。

(3) 社会情勢等からみて、特に緊急に施行を要するもの。

2 建設部長は、前項の承認をするにあたっては、交付決定事務に支障を及ぼすことがないように年間予算を勘案して、建設事務所長と十分な調整を行うものとする。ただし、建設部長は、通知後においても必要に応じて事業費を増減できるものとする。

3 第1項の承認は、交付対象事業として決定することを前提とした承認ではなく、設計内容等を協議する趣旨であるので、将来交付対象事業として認定されなかった場合は、単独市町村費及び市民団体の経費で支弁する旨を表示するものとし、その他必要があると認めるときは条件を付することができるものとする。

- 4 建設部長が第1項の承認をしたときは、その旨を速やかに計画協議の承認を受けようとするものに通知しなければならない。
- 5 計画協議書により承認を受けて交付決定前に事業を実施したもの、又は現在実施中の事業に係る交付金交付申請をするときは、交付申請書の下部の余白に備考欄を設け、次の(1)～(3)の事項を記載するとともに所定の書類の他に(4)～(7)の書類を添付すること。
 - (1) 計画協議書による承認年月日及び事業費
 - (2) 着手年月日及び完了(予定)年月日
 - (3) 既に交付決定を受けた額及び交付決定年月日
 - (4) 計画協議書及び承認通知書の写
 - (5) 事業が完了している場合は、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付対象事業精算書(様式第11)
 - (6) 分割施行によって既に交付決定を受け、又は補助金の交付を受けている場合は交付決定通知書の写
 - (7) その他必要と認める書類

(全体設計承認)

- 第7 市町村は、事業期間が複数年度にわたる事業を実施しようとするときは、事業着手前に、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付対象事業全体設計承認申請書(様式第12)(以下「全体設計承認申請」という。)を建設部長に提出し、その承認を受けることができる。
- 2 建設部長は、新築又は改築する建築物の一部として整備する緑化施設の工事であって、緑化施設の部分の設計を分割することが困難又は著しく不経済であり、建築物の工事と一括して施行することが妥当である場合など、やむを得ないものに限って承認するものとする。
 - 3 第1項の承認は、交付対象事業として決定することを前提とした承認ではなく、設計内容等を協議する趣旨であるので、将来交付対象事業として認定されなかった場合は、単独市町村費の経費で支弁する旨を表示するものとし、その他必要があると認めるときは条件を付することができるものとする。
 - 4 建設部長が第1項の承認をしたときは、その旨を速やかに全体設計の承認を受けようとするものに通知しなければならない。
 - 5 全体設計の承認を受けて交付決定前に事業を実施したもの、又は現在実施中の事業に係る交付金交付申請をするときは、交付申請書の下部の余白に備考欄を設け、次の(1)～(3)の事項を記載するとともに所定の書類の他に(4)～(5)の書類を添付すること。
 - (1) 全体設計承認申請による承認年月日及び当該年度事業費
 - (2) 着手年月日及び完了(予定)年月日
 - (3) 既に交付決定を受けた額及び交付決定年月日
 - (4) 全体設計承認申請書及び承認通知書の写
 - (5) その他必要と認める書類

(実績報告)

第8 事業が完了したときは、速やかに要綱第9条の規定に基づきあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付対象事業実績報告書(様式第6) その他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、交付対象事業の完了確認を行い、完了検査書を作成し、交付対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、市町村及び市民団体へ通知する。

3 額の確定通知を受けた市町村及び市民団体は、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金請求書(様式第8)を提出しなければならない。

4 知事は、市町村及び市民団体から交付金請求書の提出があった後に、内容を審査のうえ交付金を交付する。

(様式)

第9 要綱及び要領に規定されている次の書類については別紙様式のとおり。

- (1) 要綱第4条に規定する交付金交付申請書【様式第1】
- (2) 要綱第5条に規定する交付決定通知【様式第2】
- (3) 要綱第7条に規定する変更承認申請書【様式第3】
- (4) 要綱第7条に規定する変更承認通知【様式第4】
- (5) 要綱第8条に規定する中止又は廃止承認申請書【様式第5】
- (6) 要綱第9条に規定する実績報告書【様式第6】
- (7) 要綱第10条に規定する額の確定通知【様式第7】
- (8) 要綱第10条に規定する交付金請求書【様式第8】
- (9) 要領第5条に規定する着手届【様式第9】
- (10) 要領第6条に規定する計画協議書【様式第10】
- (11) 要領第6条に規定する精算書【様式第11】
- (12) 要領第7条に規定する全体設計承認申請書【様式第12】

(その他)

第10 交付金事業者又は間接交付金事業者はあいち森と緑づくり税を活用した事業により実施した旨の表示板を事業実施箇所に設置すること。ただし、表示板の設置が不可能な場合には参加者にあいち森と緑づくり税を活用した事業であることを紙面をもって周知することで表示板の設置に代えることができるものとする。

2 この交付金を受けて交付対象事業を行った者は、責任をもって当該緑化施設等を適正に維持管理しなければならない。(県民参加緑づくり事業の内、県有地において市民団体が実施する事業を除く。)

(附則)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。